国分寺市 **美委員会だより**

発行 国分寺市農業委員会 〒185-8501 東京都国分寺市戸倉1-6-1 TeL042-325-0111(内線394) 市内農地面積:139.67ha(令和3.1.1現在)

特定生産緑地の申請期限となります

平成4年(1992年)指定の生産緑地は、令和4年(2022年)11月11日に指定から30年(申出基 準日)を迎えます。指定から30年を迎える前に,特定生産緑地の指定を受けることで,引き続き税 の優遇が受けられます。

申請がお済みでない方は、12月24日まで

特定生産緑地指定スケジュール (平成4年指定の場合)

申請書類受付

-12月24日

必着※

審查

令和4年8月まで

指定の公示

令和4年9月

(予定)

特定生産緑地

令和4年11月11日~

効力発生

※市まちづくり計画課まで御提出をお願いいたします。

認定農業者を目指しましょう

認定農業者とは

意欲的に農業経営に取り組んでいる方を市町村 が認定し、重点的に支援措置を講じる制度です。

認定農業者になることで、補助金や、農業経営 改善のサポートなど、国分寺市、東京都からの 支援をはじめ、様々な支援を受けることができます。

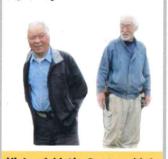
農業経営の規模拡大や,集約化,省力化,複合 化, 多角化など, 経営改善を図ろうとする農業者も 認定の対象となりますので、お気軽にご相談ください。

認定農業者



都市農地貸借 (農業者間)が成立!

今回,貸借が成立したお 二人に、貸借のきっかけ、 成立した要因などについ て,インタビューを実施 しました。



詳しくは次のページを ご覧ください。



国分寺農業・こくベジ情報等をTwitterで発信中!!

@koku keizai

国分寺市経済課 ツイッター

農業者間で市内2例目!

都市農地質借が成立!



Q.都市農地の貸借制度を 知ったのはいつですか

A.この度の借受人となった田中氏が、農業委員会の会長ということもあり、詳細り制度の説明をうけ内容を知りました。農地を有効活用してもらえる制度で大変ありがたく思っています。

本市で2例目となる「都市農地 貸借円滑化法」による農業者間の 生産緑地の貸借が成立し、令和3 年11月1日から貸借が始まりまし た。

今回は、貸し手(農地所有者) の野岡幸次郎さん(写真左)と 借り手の農業委員会田中会長(写 真右)のインタビューについて ご紹介します。

Q.本制度について率直な ご感想をお聞かせください

A.信用貸し(口約束など)ではなく,法律的な背景をもって貸借関係が成立することは,土地を貸す上なっておます。手続きは,市り、所やJAが関与しており、心配はありませんでした。



「都市農地の貸借の円滑化に関する法律 (平成30年9月施行)」により、生産緑地の貸借が可能になり、農地を有効活用するための選択肢として、この制度を使った貸借の事例が都内で増えています。(右記参照)

この制度を利用することで**,貸借の契約期間が満了すると必ず農地が返還される**ため,安心して貸すことができます。



貸借のご相談は農業 委員会事務局まで ご連絡ください

Q.貸借のきっかけを教えてください

A.畑周辺の宅地化が進み、夏野菜の 残さを焼却処理出来なくなるなど 資源循環の農業が難しくなったこと や、連作障害防止の消毒が難しくな るなど耕作環境が変化したこと、 また高齢になり畑に出るのが難く なってきたことです。併せて、後継 者がいないことも背景にあります。

Q.貸借が順調に成立した 要因は何ですか

A.借受人の田中氏は近所で顔の見える 関係であったこと, さらに農業に熱 心に取り組んでおられることが順調 に進んだ要因です。

また、田中氏のお父様の代から、 信頼関係を築いていたことも今回の 貸借の成立に寄与していると思います。



貸借開始までの流れ

8月下旬

JAと農業委員会に双方で相談

9月上旬

双方の話し合い・合意

9月中旬

契約書・申請書類の準備

9月下旬

国分寺市(農業委員会)へ手続き

10月上旬

10月下旬

農業委員会の現地調査・総会審議

10月下旬

事業計画の認定(国分寺市)

11月1日~

都市農地の貸借開始

Q.法律によって安全・安心に貸借できることを どのように感じてますか

法律が整備されて安全に貸借できるようになりましたが、なぜこの制度を活用する人が少ないのか疑問です。農地を他人に貸すことへの戸惑いがあるのだと思います。信用貸し(口約束など)で貸し出すのとは違って、法律の下で貸借するので安全が担保され安心出来ると考えます。

Q.どのような方がこの貸借制度に向いていると 思いますか

高齢化で耕作に手が回らなくなった農地の所有者が適していると思います。 自分で耕作できない農地は荒れてしまいます。自家消費用の耕作地を確保した うえで、この制度を活用して欲しいと思います。



農地利用状況調査を実施しました

農地法第30条第1項の規定に基づき、 今年度も市内を5地区に分け、農業委員や 事務局・市まちづくり計画課等で市内全域 の農地の利用状況を,9月下旬~10月上旬 に調査しました。

この調査で適切な肥培管理がされていな





農地が適切に肥培管理されていないと、 周辺環境へ悪影響を及ぼすだけでなく、 税制などの優遇制度に対する何のいわれ もない批判を招く恐れがあります。

農地を所有されている皆様に は、引き続き適切な肥培管理を お願いします。



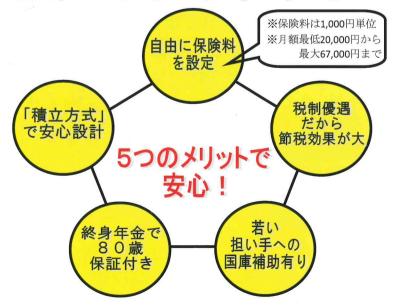


農業音卓金に

農業者年金は積立方式の農業者のため だけの公的年金です。支払う保険料は 全額社会保険料控除の対象となり, 所得 税・住民税の節税になります。加入対象者 は次のすべてを満たす方です。

- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 年間60日以上の農業従事者
- ③ 20歳以上60歳未満の者

加入しましょう!



国分寺市農業委員会だより vol.43 令和3年12月発行 編集・発行:国分寺市農業委員会